

株主各位

神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

株式会社トリドール

代表取締役社長 栗田貴也

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）24時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

以 上

-
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toridoll.com/>）において、修正後の事項を記載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災による被害やその後の電力不足等による景気の停滞から持ち直しの傾向が見られたものの、米国経済の回復の遅れや欧州の金融不安等による円高・株安の進行などにより、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましても、雇用情勢の悪化懸念等により消費者の節約志向が依然として強く、デフレ傾向を背景に低価格競争が激しさを増すなど、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは、主力業態であります「丸亀製麺」に経営資源を集中し、継続して新規出店に取り組んでまいりました。「丸亀製麺」においては、「できたて」「手づくり」へのこだわりと、オープンキッチンによる「臨場感」あふれる演出により、高付加価値商品を提供しながらも客単価500円という値頃感ある価格を実現しております。また、認知度および顧客満足度の向上に向けた施策等を実施したことにより、多くのお客様の支持を得て成長を遂げてまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ114店舗増加して633店舗（フランチャイズ2店舗を含む）となり、当連結会計年度における業績は、売上高610億75百万円（前期比25.1%増）、営業利益67億43百万円（前期比41.6%増）、経常利益64億97百万円（前期比42.2%増）、当期純利益30億50百万円（前期比51.1%増）となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

丸亀製麺（セルフうどん業態）

丸亀製麺では、引き続き経営資源を集中させ、ロードサイド103店舗、ショッピングセンター内10店舗の計113店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は561店舗となりました。

この結果、売上高は550億99百万円（前期比28.5%増）となり、セグメント利益は95億89百万円（前期比52.1%増）となりました。

とりどーる（焼き鳥ファミリーダイニング業態）

とりどーるでは、店舗の増減はなく、当連結会計年度末の営業店舗数は22店舗となりました。

この結果、売上高は26億34百万円（前期比5.7%減）となり、セグメント利益は3億16百万円（前期比21.7%増）となりました。

丸醬屋（ラーメン業態）

丸醬屋では、2店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は22店舗となりました。

この結果、売上高は15億14百万円（前期比5.9%減）となり、セグメント利益は1億83百万円（前期比1.4%減）となりました。

長田本庄軒（焼きそば業態）

長田本庄軒では、2店舗を閉店し、新たに3店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は15店舗となりました。

この結果、売上高は9億66百万円（前期比7.2%増）となり、セグメント利益は57百万円（前期比21.0%減）となりました。

その他

その他では、2店舗を閉店し、新たに4店舗を出店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は13店舗（フランチャイズ2店舗を含む）となりました。

この結果、売上高は8億59百万円（前期比31.1%増）となり、セグメント損失は60百万円（前連結会計年度はセグメント損失16百万円）となりました。

なお、その他には海外営業店舗および「麺屋通り」、「グリル三番館」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「とん助」、「まきの」等が含まれております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、丸亀製麺で113店舗（ロードサイド103店舗、ショッピングセンター内10店舗）出店すると共に、長田本庄軒で3店舗、その他で2店舗を出店したことにより、直営店としては年間計画を上回る120店舗を出店いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に新規出店のための設備投資に充当することを目的として長期借入金にて75億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

外食産業は個人消費の一層の低迷を受け市場規模は依然として縮小傾向にあります。また、デフレ状況下における低価格競争は外食産業を疲弊させ、企業収益を一層悪化させております。

このような厳しい環境の中におきましても、当社グループは主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、この状況をより一層飛躍させるべく、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

- ① 国内におきましては急速な出店ペースを堅持し年間100店舗を超える新規出店を継続すると共に、商品の企画力および展開力を強化し、地域の特性に応じたきめ細やかな商品提案を行うことでさらなる「地域一番店」を目指してより地域に密着した店舗展開を目指してまいります。
- ② 「丸亀製麺」のブランド力を強化すると共に、パブリシティによる露出機会を増やすなど、「丸亀製麺」の認知度の向上を図ってまいります。
- ③ 次世代を担う優秀な人材の確保と育成を行うと共に、店舗における主力スタッフであるパート従業員に対する教育制度や評価制度などを整備し、パート従業員の店長への登用を促進することで地域における各店舗の基盤を強化してまいります。
- ④ 国内1,000店舗達成後の成長エンジンとして稼働できるよう海外において市場調査および試験的な出店を進め、国内1,000店舗達成後に本格的な出店攻勢をかけることのできる体制を構築いたします。

その上で、当社グループは「丸亀製麺」に続く主力業態の開発および検証を行うと共に、海外における市場を模索し積極的な店舗展開を進めることで、「外食業界のリーディングカンパニー」を目指して全社一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第 19 期 平成21年 3 月期 | 第 20 期 平成22年 3 月期 | 第 21 期 平成23年 3 月期 | 第 22 期 (当連結会計年度) 平成24年 3 月期 |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 24,519 | 38,929 | 48,835 | 61,075 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,707 | 4,724 | 4,567 | 6,497 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,351 | 2,260 | 2,019 | 3,050 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 21,575円91銭 | 11,523円93銭 | 51円47銭 | 77円75銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 18,129 | 25,374 | 31,718 | 39,731 |
| 純 資 産 (百万円) | 5,761 | 7,816 | 9,456 | 12,106 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第21期から連結計算書類を作成しておりますので、第20期以前については、当社単体の数値を記載しております。
3. 当社は、平成21年6月18日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 当社は、平成23年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------|----------------|---------|------------------------------|
| TORIDOLL USA CORPORATION | US\$3,000,000 | 100% | レストランおよびその他食品サービス |
| 東 利 多 控 股 有 限 公 司 | HK\$61,000,000 | 100% | レストラン経営、一般貿易 およびコンサルティング等 |
| 上海東利多餐飲管理有限公司 | HK\$20,000,000 | 100% | レストラン管理等 |

- (注) 1. 上海東利多餐飲管理有限公司は、平成23年4月8日に設立しております。
2. 上海東利多餐飲管理有限公司の持分は、東利多控股有限公司を通じての間接所有となっております。

(7) 主要な事業内容

| セグメント | 業 態 | 事 業 内 容 |
|-----------|---------------|--|
| 丸 亀 製 麵 | セルフうどん | <p>本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。</p> <p>(想定平均顧客単価：500円前後)</p> |
| とりどーる | 焼き鳥ファミリーダイニング | <p>焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。</p> <p>(想定平均顧客単価：2,000円前後)</p> |
| 丸 醬 屋 | ラ ー メ ン | <p>特製醤油ダレに漬け込んだチャーシュー、メンマ、味付温泉玉子など、自家製にこだわったラーメンと自家製ぎょうざやチャーハンなどのセットメニューで好評をいただいているラーメン専門店です。</p> <p>(想定平均顧客単価：800円前後)</p> |
| 長 田 本 庄 軒 | 焼 き そ ば | <p>神戸・長田の味である「ぼっかけ」(牛スジとこんにゃくの煮込み)を使った「ぼっかけ焼きそば」を主力商品とし、厳選した小麦粉とたっぷりの玉子を使ったこだわりの中太麺を店内で製麺する焼きそば専門店です。</p> <p>(想定平均顧客単価：600円前後)</p> |
| そ の 他 | — | <p>海外店舗、「麺屋通り」、「グリル三番館」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「とん助」、「まきの」等が含まれております。</p> |

(8) 企業集団の主要な拠点

- ① 本 社 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 営 業 店 舗 部門別の地域別店舗数は以下のとおりです。

| 事 業 名 | 地 域 別 店 舗 数 | |
|-------------|-------------|-------|
| 丸 亀 製 麵 | 北 海 道 | 11店舗 |
| | 東 北 | 32店舗 |
| | 関 東 | 170店舗 |
| | 中 部 | 116店舗 |
| | 近 畿 | 114店舗 |
| | 中 国 | 54店舗 |
| | 四 国 | 14店舗 |
| | 九 州 | 50店舗 |
| 小 計 | 561店舗 | |
| と り ど ー る | 近 畿 | 22店舗 |
| | 小 計 | 22店舗 |
| 丸 醬 屋 | 北 海 道 | 1 店舗 |
| | 東 北 | 2 店舗 |
| | 関 東 | 5 店舗 |
| | 中 部 | 3 店舗 |
| | 近 畿 | 8 店舗 |
| | 四 国 | 3 店舗 |
| | 小 計 | 22店舗 |
| 長 田 本 庄 軒 | 関 東 | 8 店舗 |
| | 近 畿 | 6 店舗 |
| | 九 州 | 1 店舗 |
| | 小 計 | 15店舗 |
| そ の 他 | 北 海 道 | 1 店舗 |
| | 関 東 | 3 店舗 |
| | 中 部 | 1 店舗 |
| | 近 畿 | 3 店舗 |
| | 四 国 | 1 店舗 |
| | 海 外 | 4 店舗 |
| | 小 計 | 13店舗 |
| 営 業 店 舗 合 計 | 633店舗 | |

② 子 会 社

| | | | | |
|--------------------------|---|---------|---------|-------|
| TORIDOLL USA CORPORATION | : | アメリカ合衆国 | ハワイ州 | ホノルル市 |
| 東利多控股有限公司 | : | 中華人民共和国 | 香港特別行政区 | |
| 上海東利多餐飲管理有限公司 | : | 中華人民共和国 | 上海市 | |
| 北京東利多餐飲管理有限公司 | : | 中華人民共和国 | 北京市 | |
| Toridoll LLC | : | ロシア連邦 | モスクワ市 | |

(9) 従 業 員 の 状 況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------------|--------------------|---------|-------------|
| 546名 〔7,417名〕 | 100名増 〔1,421名増〕 | 33.99歳 | 3.3年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、平成24年3月末日現在の臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 (百万円) |
|-----------------------------|-----------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 2,406 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 2,180 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 2,158 |
| 中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社 (注) | 1,440 |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行 | 1,123 |

- (注) 1. 中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日付で三井住友信託銀行株式会社となっております。
 2. 株式会社山陰合同銀行の借入金残高には、株式会社山陰合同銀行を幹事とする金融機関4社によるシンジケートローンの残高250百万円の一部が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 39,234,000株
- (3) 株 主 数 6,180名

(4) 大株主の状況

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|---|------------|-------------|
| 粟 田 貴 也 | 14,862,000 | 37.88 |
| 有 限 会 社 テ ィ ー ア ン ド テ ィ ー | 5,880,000 | 14.99 |
| 粟 田 利 美 | 2,838,000 | 7.23 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー | 1,331,100 | 3.39 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,162,600 | 2.96 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 974,800 | 2.48 |
| ザチェースマンハッタンバンク385036 | 414,100 | 1.06 |
| ト リ ド ー ル 従 業 員 持 株 会 | 386,900 | 0.99 |
| ビービーエイチルクスファイデリティ フアンズパシフィックフアード | 378,400 | 0.96 |
| メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツ クライアントメロンオムニバスユーエスペンション | 298,384 | 0.76 |

(注) 当社は自己株式を保有していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成21年6月26日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議をもって特に認める場合はその限りではない。
 - 2) 新株予約権の割り当てを受けた者が、会社に対してなんらかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 3) 新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
 - 5) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成23年6月26日から平成31年6月25日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|----------------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 105個 | 普通株式21,000株 | 2人 |
| 社外取締役 | 9個 | 普通株式1,800株 | 1人 |
| 監査役 | 27個 | 普通株式5,400株 | 2人 |

(注) 当社は、平成23年10月1日付で1株を200株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり200株となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 当社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 栗田 貴也 | |
| 専務取締役 | 長 沢 隆 | 営業本部、商品部、購買部、店舗システム部、店舗開発部および人事部担当 |
| 取締役 | 小 島 義 昭 | 総務部長ならびに経理部および情報システム部担当 |
| 取締役 | 鈴 木 邦 明 | 公認会計士鈴木邦明事務所所長、公認会計士 株式会社イーサーブ代表取締役 不二精機株式会社社外取締役 日本科学冶金株式会社社外監査役 株式会社アドウェイズ監査役 |
| 常勤監査役 | 安 井 義 昭 | |
| 監査役 | 池 田 隆 行 | 池田隆行法律事務所所長、弁護士 |
| 監査役 | 日 野 利 泰 | 日野総合会計事務所所長、公認会計士 株式会社日野ビジネスコンサルティング代表取締役 |

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役日野利泰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役日野利泰氏は、平成23年6月29日開催の第21期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役鈴木邦明氏、監査役安井義昭氏、監査役池田隆行氏および監査役日野利泰氏の各氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役二川和良氏は、平成23年6月29日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4名 117,326千円（うち社外取締役 1名 4,415千円）
監査役 4名 13,660千円（うち社外監査役 4名 13,660千円）

- (注) 上記報酬等の額には、平成21年6月26日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2,726千円、監査役860千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 先 | 兼職内容 |
|-------|---------|--------------------|-----------|
| 取 締 役 | 鈴 木 邦 明 | 公認会計士鈴木邦明事務所 | 所 長 |
| | | 株式会社イーサーブ | 代 表 取 締 役 |
| | | 不二精機株式会社 | 社 外 取 締 役 |
| | | 日本科学冶金株式会社 | 社 外 監 査 役 |
| 監 査 役 | 池 田 隆 行 | 池田隆行法律事務所 | 所 長 |
| 監 査 役 | 日 野 利 泰 | 日野総合会計事務所 | 所 長 |
| | | 株式会社日野ビジネスコンサルティング | 代 表 取 締 役 |

- (注) 1. 取締役鈴木邦明氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。
 2. 監査役池田隆行氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。
 3. 監査役日野利泰氏の兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-----------|---------|--|
| 取 締 役 | 鈴 木 邦 明 | 当事業年度における取締役会に18回中15回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 常 勤 監 査 役 | 安 井 義 昭 | 当事業年度における取締役会に18回中18回、監査役会に10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 池 田 隆 行 | 当事業年度における取締役会に18回中16回、監査役会に10回中9回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 日 野 利 泰 | 就任後開催の取締役会に14回中13回、監査役会に6回中6回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当該契約は、締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 33,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザー業務」等を委託し、その対価を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保する体制

(1) 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役、監査役をいう。）および従業員（社員、嘱託、パートナー社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものをいう。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【経営理念】ひとりでも多くのお客様に いつまでも愛され続ける 地域一番店を創造していこう。

当社は、この経営理念に基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運営していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築する。また、今後とも内外環境の変化に応じ、柔軟に有効な内部統制システムを整備し、適切な内部統制システムの構築、運用に努める。

(2) 会社法第362条第4項第6号に定める各項目

① 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が健全に将来にわたり継続していくためには、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識している。また、役員は経営理念のもと、公正で高い倫理観に基づいて行動し、当社を取り巻く株主をはじめとするステークホルダーから信頼される経営体制の確立に努めるものとし、具体的には、以下の各項目に掲げる体制を整備していく。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
- b 監査役会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、全体的なリスク管理体制を整備する。
- b リスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門および各店舗において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会および担当部署に報告される体制を構築する。
- c リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント規程および関連する個別規程（危機管理規程、財務・経理規程等）、マニュアルなどの整備、運用状況確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 中長期経営計画を策定し、全社的な経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - b 取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - c 各年度の予算は、中長期計画とリンクして策定され、事業部門別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - d 日常の職務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、『トリドール行動基準』を制定し、全社への周知と励行を徹底する。
 - b 使用人が法令および定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
 - c 当社は、反社会勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。
 - d 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、各部門・店舗の、法規、諸規程、制度秩序の遵守および公正・適正な運用ならびに管理状況を監査し健全性確保に努める。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 現在、当社の規模から監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置いていないが、必要に応じ内部監査室の使用人が監査役の監査を補助するものとする。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - b 監査役の職務を補助すべき専任使用人を置く場合は、当社のライン業務を兼任せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査体制の実効性を高めるため、総務担当取締役、経理担当取締役、内部監査室長および各監査役が定期的に情報交換するとともに、必要に応じて代表取締役社長も参加し十分なコミュニケーションを図っていく。
 - b 監査役会を月1回以上開催し重要事項について協議するほか、監査役会、監査法人および内部監査室との報告会を年2回以上開催し、特に財務上の問題点につき協議する。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てその他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 9,912 | 流 動 負 債 | 13,917 |
| 現金及び預金 | 7,639 | 買掛金 | 1,562 |
| 営業未収入金 | 999 | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,981 |
| 原材料及び貯蔵品 | 115 | リース債務 | 197 |
| 繰延税金資産 | 529 | 未払法人税等 | 2,482 |
| その他 | 629 | 賞与引当金 | 223 |
| 固 定 資 産 | 29,818 | 店舗閉鎖損失引当金 | 14 |
| 有 形 固 定 資 産 | 19,849 | その他 | 4,455 |
| 建物及び構築物 | 14,309 | 固 定 負 債 | 13,707 |
| 工具器具及び備品 | 2,089 | 長期借入金 | 9,896 |
| リース資産 | 2,959 | リース債務 | 3,156 |
| 建設仮勘定 | 455 | 資産除去債務 | 591 |
| その他 | 36 | その他 | 63 |
| 無 形 固 定 資 産 | 217 | 負 債 合 計 | 27,624 |
| 投資その他の資産 | 9,751 | 純 資 産 の 部 | |
| 敷金・保証金 | 3,629 | 株 主 資 本 | 11,928 |
| 建設協力金 | 4,619 | 資本金 | 1,318 |
| 繰延税金資産 | 564 | 資本剰余金 | 1,375 |
| その他 | 951 | 利益剰余金 | 9,234 |
| 貸倒引当金 | △14 | その他の包括利益累計額 | △24 |
| 資 産 合 計 | 39,731 | 為替換算調整勘定 | △24 |
| | | 新株予約権 | 202 |
| | | 純 資 産 合 計 | 12,106 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 39,731 |

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|----------------|-------|--------|
| 売上高 | | 61,075 |
| 売上原価 | | 15,732 |
| 売上総利益 | | 45,342 |
| 販売費及び一般管理費 | | 38,598 |
| 営業利益 | | 6,743 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 85 | |
| その他の | 93 | 179 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 336 | |
| その他の | 88 | 425 |
| 経常利益 | | 6,497 |
| 特別損失 | | |
| 店舗閉鎖損失 | 6 | |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 14 | |
| 減損損失 | 332 | 353 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 6,143 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,468 | |
| 法人税等調整額 | △375 | 3,092 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 3,050 |
| 当期純利益 | | 3,050 |

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,318 | 1,375 | 6,634 | 9,328 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △451 | △451 |
| 当期純利益 | | | 3,050 | 3,050 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 2,599 | 2,599 |
| 当 期 末 残 高 | 1,318 | 1,375 | 9,234 | 11,928 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------|-----------|
| | 為 替 換 算 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △8 | △8 | 135 | 9,456 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | — | — | △451 |
| 当期純利益 | | — | — | 3,050 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | △15 | △15 | 66 | 50 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △15 | △15 | 66 | 2,650 |
| 当 期 末 残 高 | △24 | △24 | 202 | 12,106 |

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数……5社

連結子会社の名称……TORIDOLL USA CORPORATION

東利多控股有限公司

上海東利多餐飲管理有限公司

北京東利多餐飲管理有限公司

Toridoll LLC

なお、上海東利多餐飲管理有限公司、北京東利多餐飲管理有限公司及びToridoll LLCについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、1月1日から連結決算日である3月31日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 原材料……最終仕入原価法

② 貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

無形固定資産……ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

10,910百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

39,234,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 451 | 2,300.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 608 | 15.50 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

30,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

デリバティブ取引については、現在は利用しておりませんが、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である営業未収入金、敷金・保証金及び建設協力金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

債務である買掛金は、原則として2カ月以内の支払期日となっており、取引先ごとに支払期日及び残高を把握することで、流動性リスクの低減を図っております。

借入金のうち、短期借入金は主に納税資金等に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内の借入期間）は主に設備投資に係る資金調達であります。金融機関から借入を行うにあたっては、変動金利の借入は金利の変動リスクに晒されているため、当該変動リスクを回避するために、原則として固定金利による借入を選択しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------|------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 7,639 | 7,639 | — |
| (2) 敷金・保証金 | 1,020 | 1,020 | — |
| (3) 建設協力金 | 4,619 | 4,742 | 122 |
| 資 産 計 | 13,280 | 13,402 | 122 |
| (4) 長期借入金 | 14,878 | 14,894 | 16 |
| (5) リース債務 | 3,353 | 3,716 | 363 |
| 負 債 計 | 18,231 | 18,611 | 380 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金・保証金及び(3)建設協力金

これらの時価については、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金及び(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難である金融商品

敷金・保証金のうち、事業用定期借地契約等に係るもの以外の帳簿価額2,608百万円は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、時価算定の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 303円41銭

2. 1株当たり当期純利益金額 77円75銭

(注) 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 9,156 | 流 動 負 債 | 13,887 |
| 現 金 及 び 預 金 | 6,888 | 買 掛 金 | 1,554 |
| 営 業 未 収 入 金 | 999 | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,981 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 113 | リ ー ス 債 務 | 197 |
| 前 払 費 用 | 569 | 未 払 金 | 1,227 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 529 | 未 払 費 用 | 1,502 |
| そ の 他 | 56 | 未 払 法 人 税 等 | 2,482 |
| 固 定 資 産 | 30,629 | 未 払 消 費 税 等 | 505 |
| 有 形 固 定 資 産 | 19,731 | 賞 与 引 当 金 | 223 |
| 建 物 | 13,032 | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 | 14 |
| 構 築 物 | 1,194 | 設 備 関 係 未 払 金 | 1,066 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 2,071 | そ の 他 | 132 |
| 土 地 | 36 | 固 定 負 債 | 13,707 |
| リ ー ス 資 産 | 2,959 | 長 期 借 入 金 | 9,896 |
| 建 設 仮 勘 定 | 436 | リ ー ス 債 務 | 3,156 |
| 無 形 固 定 資 産 | 217 | リ ー ス 資 産 減 損 勘 定 | 55 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 179 | 資 産 除 去 債 務 | 591 |
| 電 話 加 入 権 | 2 | そ の 他 | 7 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 35 | 負 債 合 計 | 27,594 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 10,680 | 純 資 産 の 部 | |
| 関 係 会 社 株 式 | 893 | 株 主 資 本 | 11,989 |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 58 | 資 本 金 | 1,318 |
| 長 期 前 払 費 用 | 916 | 資 本 剰 余 金 | 1,375 |
| 敷 金 ・ 保 証 金 | 3,607 | 資 本 準 備 金 | 1,375 |
| 建 設 協 力 金 | 4,619 | 利 益 剰 余 金 | 9,294 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 564 | 利 益 準 備 金 | 7 |
| そ の 他 | 35 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 9,287 |
| 貸 倒 引 当 金 | △14 | 別 途 積 立 金 | 5,279 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 4,008 |
| | | 新 株 予 約 権 | 202 |
| 資 産 合 計 | 39,785 | 純 資 産 合 計 | 12,191 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 39,785 |

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高 | 60,887 |
| 売 上 原 価 | 15,678 |
| 売 上 総 利 益 | 45,208 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 38,412 |
| 営 業 利 益 | 6,795 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 85 |
| そ の 他 | 93 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 336 |
| そ の 他 | 87 |
| 経 常 利 益 | 6,550 |
| 特 別 損 失 | |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 | 6 |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 14 |
| 減 損 損 失 | 332 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 6,197 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,468 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △375 |
| 当 期 純 利 益 | 3,104 |

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株主資本 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------------------|---------------|--------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金 合 計 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資本剰余金 合 計 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金 別 途 積 立 金 | 繰越利益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,318 | 1,375 | 1,375 | 7 | 3,279 | 3,355 | 6,641 | 9,336 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | △451 | △451 | △451 |
| 別途積立金の積立 | — | — | — | — | 2,000 | △2,000 | — | — |
| 当 期 純 利 益 | — | — | — | — | — | 3,104 | 3,104 | 3,104 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | 2,000 | 653 | 2,653 | 2,653 |
| 当 期 末 残 高 | 1,318 | 1,375 | 1,375 | 7 | 5,279 | 4,008 | 9,294 | 11,989 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------|--------|
| 当 期 首 残 高 | 135 | 9,471 |
| 当 期 変 動 額 | | |
| 剰余金の配当 | — | △451 |
| 別途積立金の積立 | — | — |
| 当 期 純 利 益 | — | 3,104 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 66 | 66 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 66 | 2,719 |
| 当 期 末 残 高 | 202 | 12,191 |

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 原材料……最終仕入原価法
 - (2) 貯蔵品……最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……定率法（事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）を採用しております。（リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。
 - 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用）
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - 長期前払費用……定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,900百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 | |
| 上海東利多餐飲管理有限公司 | 32百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 13百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------|------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 2百万円 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|-----------------|
| (繰延税金資産) | |
| 賞与引当金 | 84百万円 |
| 未払事業税 | 168百万円 |
| 減価償却費 | 156百万円 |
| 減損損失 | 231百万円 |
| 資産除去債務 | 210百万円 |
| リース資産 | 589百万円 |
| 未払金 | 174百万円 |
| その他の | 189百万円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>1,806百万円</u> |
| (繰延税金負債) | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 140百万円 |
| リース債務 | 572百万円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>712百万円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>1,093百万円</u> |

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

| | |
|-------------|--------|
| 流動資産—繰延税金資産 | 529百万円 |
| 固定資産—繰延税金資産 | 564百万円 |

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、製麵機・熟成庫及びPOSレジ等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 305円58銭
- 1株当たり当期純利益金額 79円12銭

(注) 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

[連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本]

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月22日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[会計監査人の監査報告書謄本]

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月22日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

〔監査役会の監査報告書謄本〕

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

株式会社トリドール 監査役会

常勤監査役 安井 義 昭 ㊟

監 査 役 池 田 隆 行 ㊟

監 査 役 日 野 利 泰 ㊟

(注) 常勤監査役 安井 義昭、監査役 池田 隆行、監査役 日野 利泰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当社基本方針および当期の業績を勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 15円50銭

総額 608,127,000円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。また、その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第1条 } ↓ 第6条 } [条 文 省 略] | 第1条 } ↓ 第6条 } [現行どおり] |
| (自己の株式の取得) <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> | [削 除] |
| 第8条 } ↓ 第40条 } [条 文 省 略] | 第7条 } ↓ 第39条 } [現行どおり] |
| [新 設] | (剰余金の配当等の決定機関) <u>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u> |
| (期末配当および基準日) <u>第41条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対して期末配当金としての剰余金の配当を行う。</u> | (剰余金の配当の基準日) <u>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> |
| [新 設] | 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> |
| (中間配当および基準日) <u>第42条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対して中間配当金としての剰余金の配当を行うことができる。</u> | [削 除] |
| 第43条 [条 文 省 略] | 第42条 [現行どおり] |

第3号議案 取締役5名選任の件

現任取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また経営陣強化のため取締役1名を増員いたしたく、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社株式数 |
|-------|---|--|--------------|
| 1 | あわ た たか や 栗 田 貴 也 (昭和36年10月28日生) | 昭和60年8月 自営業（トリドール三番館開業） 平成2年6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、 代表取締役社長 平成7年10月 株式会社トリドールへ組織変更、代表取締役 社長（現任） | 14,862,000株 |
| 2 | なが さわ たかし 長 沢 隆 (昭和27年7月2日生) | 昭和53年7月 株式会社すかいらく入社 平成3年7月 株式会社レステム総務部長 (株式会社すかいらくからの出向) 平成4年9月 株式会社フロッジャボン取締役 平成7年6月 株式会社ビルディ事業部長 平成12年1月 同社常務取締役 平成15年4月 当社入社 平成15年6月 当社専務取締役業態企画開発部長 平成19年10月 当社専務取締役（現任） (当社における担当) 営業本部、商品部、購買部、店舗システム部、店舗開発部および人事部担当 | 271,500株 |
| 3 | こ ばたけ よし あき 小 島 義 昭 (昭和25年7月28日生) | 昭和44年4月 広島国税局採用 昭和50年2月 株式会社サト入社 平成4年6月 同社取締役 平成14年4月 サト運輸株式会社出向 平成14年6月 同社代表取締役 平成18年5月 当社入社 平成18年6月 当社取締役総務部長 平成22年12月 当社取締役総務部長兼経理部長 平成23年4月 当社取締役総務部長（現任） (当社における担当) 総務部長ならびに経理部および情報システム部担当 | 5,300株 |

| 候補者 番号 | 氏 (生 年 月 日) 名 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 候補者の有する 当社株式数 |
|-----------|--|--|------------------|
| 4 | た なか きみ ひろ 田 中 公 博 (昭和45年7月10日生) | 平成7年4月 東拓工業株式会社入社 平成17年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社 平成20年4月 株式会社サンマルクホールディングス入社 平成20年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 平成21年4月 同社取締役執行担当 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年4月 当社入社 平成23年7月 当社営業本部長（現任） | 一株 |
| 5 | すず き くに あき 鈴 木 邦 明 (昭和23年2月26日生) | 昭和44年7月 監査法人朝日会計社（現、有限責任 あずさ 監査法人）大阪事務所入社 昭和47年10月 公認会計士登録 平成7年6月 同法人代表社員 平成14年5月 公認会計士鈴木邦明事務所所長（現任） 株式会社イーサーブ代表取締役（現任） 平成17年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士鈴木邦明事務所所長 株式会社イーサーブ代表取締役 不二精機株式会社社外取締役 日本科学冶金株式会社社外監査役 株式会社アドウェイズ監査役 | 10,300株 |

- (注) 1. 田中公博氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鈴木邦明氏は、社外取締役候補者であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 鈴木邦明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として会計財務に精通していることから、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。なお、鈴木邦明氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠社外監査役の選任は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 候補者の有する 当社株式数 |
|---|---|------------------|
| うめ だ ひろ あき 梅 田 浩 章 (昭和41年12月13日生) | 平成6年10月 朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）入社 平成10年4月 公認会計士登録 平成16年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長（現任） 平成16年9月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 滋賀県米原市代表監査委員 不二精機株式会社社外監査役 | 一株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 梅田浩章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 梅田浩章氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが監査役就任後、公認会計士および税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化にいかしていただきたいためであります。

第5号議案 ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストック・オプションとして、当社の取締役、監査役および従業員に対して新株予約権を発行することならびに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条および第387条の規定に基づき、平成17年6月7日開催の定時株主総会においてご承認いただいております取締役および監査役の報酬の範囲内で、当社取締役および監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役5名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となり、付与を予定する取締役は4名（うち社外取締役1名）、監査役は3名となります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役、監査役および従業員の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、次の要領により新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役、監査役および従業員
 - (2) 新株予約権の総数
3,770個を上限とする。
 - (3) 新株予約権の払込金額
本議案の承認決議に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権については、その引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
 - (4) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の数
377,000株を上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。
ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率
また、本定時株主総会における決議後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。

以上の調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債）に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月28日から平成34年6月27日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- (i) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (ii) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (iii) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (iv) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (v) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ⑦ 新株予約権の取得事由および取得の条件
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. (4)①に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. (4)②に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記2. (4)③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から2. (4)③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記2. (4)④に準じて決定する。

(vii) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(viii) 新株予約権の行使の条件

上記2. (4)⑥に準じて決定する。

(ix) 新株予約権の取得事由および取得の条件

上記2. (4)⑦に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

3. 取締役および監査役の報酬等に関する事項

上記新株予約権のうち、取締役に付与する新株予約権は275個（うち社外取締役分は15個）、その目的である株式の数は27,500株（うち社外取締役分は1,500株）、監査役に付与する新株予約権は60個、その目的である株式の数は6,000株をそれぞれ上限とする。

取締役および監査役の報酬等として付与する上記新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役および監査役に割り当てる新株予約権の総数をそれぞれ乗じることにより算定するものとする。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
T E L 078-302-1111

最 寄 駅 神戸新交通ポートライナー「市民広場駅」下車徒歩3分

